

【沖縄県認可校以外】の高等学校等用（11月1日基準日給付）】

日本国籍以外

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。（令和8年度）

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外**の教育費負担を軽減するため、中低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

（返済の必要はありません。）

要件

保護者及び生徒が基準日（原則11月1日現在）において次の要件を満たしている方が対象となります。

※11月1日基準日での申請は、学校が入学時期を定めている秋入学者等が対象です。

※7月1日基準日の申請忘れ・期限超過による、11月1日基準日での申請はできません。

④～⑦の所得要件はいずれかの該当。

- ① 生徒が**私立**の高等学校等に在学していること。
- ② 保護者等が**沖縄県内**に住所を有していること。
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金等（学び直し支援金・新修学支援金を含む）の受給資格者であること。（専攻科除く）

・特別永住者 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等

上記に該当する場合は、④から⑦の所得要件を確認。

・定住者・・・日本に永住する意思があるか。

「定住する意思がある」は、④から⑦の所得要件を確認。

「定住する意思がない」は、④の所得要件を確認。

・特別永住者 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者

以外で留学を除くものは、④の所得要件を確認。

【所得要件】

- ④ 基準日において生活保護法による生業扶助を受けていること又は令和8年度（令和7年分）の所得割が非課税であること。
- ⑤ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の所得割額※が105,500円未満であること。
- ⑥ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の所得割額※が105,500円以上182,500円未満であること。
- ⑦ 基準日において保護者等の令和8年度（令和7年分）の所得割額※が105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯 ・ **専攻科のみ**

給付金額

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円	—
イ 非課税世帯	152,000円	52,100円	52,100円
ウ 所得割合算額が 105,500円未満の世帯	50,670円	17,370円	17,370円
エ 所得割合算額が105,500円以上 182,500円未満の世帯	38,000円	13,030円	—
オ 所得割合算額が105,500円以上 264,500円未満多子世帯	—	—	13,030円

※ 前倒し給付を申請した場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を引いた額が支給されます。

※ 前倒し給付を申請した場合でも再度、申請が必要です。

重要！

※ 沖縄県内に本校がある学校は、原則として学校が代理受領となるため、給付金は県から学校へ振り込まれます。※一部対象外の学校があります。

申請先

本給付金の申請は、原則としてオンライン申請となります。

<奨学のための給付金オンライン申請はこちら>

https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7388



紙申請の場合の提出先は沖縄県総務部総務私学課となります。

※紙による申請を希望される場合は、「申請書様式依頼」を県へ提出してください。

申請方法の詳細については、「沖縄県私立奨学のための給付金」ホームページをご確認ください。

申請期限

・電子申請：令和8年12月18日（金）

申請期限までに必要書類がすべて揃った状態（不備のない状態）で申請してください。

問合せ先

※在学する学校又は下記にお問合せください。

沖縄県総務部総務私学課 奨学のための給付金担当 TEL：098-866-2074

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/index.html>

申請に必要な書類

※家計急変に該当する場合は、次ページを参照ください。

支給を受けようとする保護者等は、提出期限までに**電子申請**にて申請をお願いします。

区 分				提 出 書 類
ア	イ	ウ	エ	
○	×	×	×	「生業扶助受給証明書」（様式第 2号） <u>原本</u> ・ 令和 8 年 1 1 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたもの ・ 世帯全員の氏名、生年月日、受給期間が記載されたもの
×	○	○	○	「令和 8 年度（令和 7 年分）課税証明書」市町村発行 ・ 保護者等全員の証明書
○	○	○	○	・ <u>銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳写し</u> ・ 県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込む場合のみ ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は学校への振込みになります。
○	○	○	○	「在学証明書」 ・ 令和 8 年 1 1 月 1 日時点の在学を証明する書類 ※仙台育英学園高等学校ILC沖縄及び未来高等学校は不要です。
○	○	○	○	【特別永住者】 ・ 特別永住者証明書の写し または ・ 住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
○	○	○	○	【・永住者 ・日本人の配偶者 ・永住者の配偶者 ・定住者】 ・ 在留カードの写し または ・ 住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
○	○	○	○	【・家族滞在】 ・ 在留カードの写し ・ 日本の 小 学校の卒業証明書の写し又は卒業証明書 ・ 日本の 中 学校の卒業証明書の写し又は卒業証明書
○	○	○	○	【上記以外の生徒】 ・ 特別永住者証明書の写し または ・ 住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）
※1	※1	※1	※1	「代理受領委任状（様式第 8号）」 ※1 給付金の受領を学校に委任する場合
×	○	○	○	「個人対象要件証明書（様式第 9号）」 ・ 専攻科のみ
×	○	○	○	「扶養誓約書（様式第 3号）」 ・ 専攻科のみ

家計急変申請に必要な書類

家計急変申請に必要な書類は、3 ページ目の「申請に必要な書類」に加え（下記の表）にあります書類が必要となります。

区 分				提 出 書 類
ア	イ	ウ	エ	
	○	○	○	「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、または、税理士、公認会計士の作成した証明書類など ・ 離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離別の事実が確認できる書類
	○	○	○	「家計急変前後の収入を証明する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書（家計急変前3か月及び家計急変後3か月分） ・ 営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成してください。
	○	○	○	「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族分の全員の健康保険料の写し、又は扶養親族数の記載が省略されていない課税証明書（全項目証明書）及び家族（世帯）構成用紙

家計急変申請期限

随時受付 7月以降に家計急変した場合、給付額は申請の翌月から月割額になります。

※家計急変や災害等（自然災害や火事等）により制服が損失した場合は、ご相談ください。